

入会の栞

1. 狭山市弓道連盟会則
会費の納入について（抜粋）
大会等助成金（抜粋）
2. 弓道錬成における心得と危険防止「10箇条」
3. 水富道場使用時の心得

狭山市弓道連盟

会長 鈴木 清美
04-2953-9975

弓道錬成の心得と 危険防止「10 箇条」

練習における心得

- 道場においては、指導者または責任者の指示に従うこと。
- 道場への入退場時は「礼」を行ない、他の人の迷惑になる言動を慎むこと
- 弓具及び巻藁は練習前に点検確認、終了後は整備を行なうこと。
弓・矢の破損／弦通り／握り革/弓把の高さ/中仕掛/矢の長さ/筈割れなど

巻藁練習時の注意

- 準備運動後、弓の破損防止のため数回ゆっくりと素引きを行うこと。
- 巻藁から弓一丈（約 2m）の距離を取り、行うこと。
- 矢を抜く時は左手を巻藁に当て、右手は矢の根元を持ち、後方に注意しつつ慎重に抜くこと。

的前練習時の注意

- 練習中は、許可なく矢道・安土に立ち入らぬこと。
- 矢道・安土に人がいる時は矢番え・取懸けをしないこと。
- 矢取りは、射手側と相互に合図し、自らの目で安全を確認すること。

総 括

- 事故は正規の練習よりも、自由練習の際に起きる場合が多い。
「弓矢は武器としての危険性を有する」ことを、肝に銘じて行動すること。
- 必ずスポーツ安全保険等の傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

水富道場使用時の心得

1. 的前行射中は 『巻藁使用禁止』 とします。巻藁練習は、矢取り中に行なって下さい。
2. 矢取りを行なう場合、
 - 1) 落ちの行射が終るまで道場内で待機し、射終わってから矢取りに行なって下さい。
 - 2) 道場からの「お願いします」の声を確認し、手を打った後、安土に入ってください。
3. 安土に入る時は、必ず赤旗を出して下さい。

狭山市弓道連盟会則

第1章 名称

第1条 本会は、「狭山市弓道連盟」と称する。

第2章 組織

第2条 本会は、狭山市在住もしくは在勤（在学）する弓道同好者および本連盟が認めた者を以て組織する。

第3章 事務所

第3条 本会の事務所は、連盟の会長宅に置く。

第4章 目的および事業

第4条 本会は、弓道を普及振興し、市民体育および徳育の向上、技術の錬磨を図り、会員相互の親睦を深め、明朗なる社会づくりを行なうことを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 弓道教室に対する支援
2. 弓道の普及
3. 関係諸団体と連絡を密にし、段級審査、射会等の幹旋および選手の派遣
4. 競技会、講習会等の開催
5. その他、本会の目的達成のために必要な事項

第5章 役員

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 3名以内、理事 若干名、監事 2名、会計 2名

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括し、会議を招集する。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
2. 役員は、役員会を構成し、会の運営並びに事業の執行にあたる。
3. 監事は、会計を監査する。
4. 会計は、金銭出納に任ずる。

第6章 会議

第8条 毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に総会を開き、重要事項を審議する。但し、必要がある時は臨時総会を開くことができる。

- 2 会議の議長は、出席者の中から選出する。会議は、出席者の過半数を以て決し、賛否同数の場合は、会長が決する。また、議長は採決に加わることができる。

第7章 任期および選出

第9条 役員任期は2ヶ年とし、総会において選出する。

第8章 会計

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第11条 本会の経費は、入会金、会費、および寄付金その他の収入を以て充てる。なお、入会金、会費の額は総会において定める。

第12条 会員は、会費の納入をもって資格とする。会費の納入については、別に定める。

第9章 除名

第13条 本会は、会員として会の秩序を乱し、または会の名誉を傷つけた者は、役員会の決議により、総会の承認を得て除名することができる。

第10章 その他

第14条 本会は、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

第15条 本会則以外の必要な事項は、役員会において内規を以て定めることができる。

第16条 本会則の変更は、総会の決議による。

附 則

(省略)

会費の納入について(抜粋)

年会費	埼玉県連	中部支部	狭山市弓連
無段～参段	2,000円	1,000円	6,000円
四段・五段	3,500円		
錬士	5,000円		
教士	6,500円		
範士	10,000円		
入会金	2,000円	-	1,000円

納入方法

その年度の5月20日までに、一括して納入する。

大会等助成金(抜粋)

対象となる大会等	種別	助成金額	備考
国民体育大会(弓道の部)	個人	10,000円	
全日本勤労者弓道大会	団体	10,000円	団体構成員全員が当連盟の会員である場合に限る
全国実年者弓道大会	個人	10,000円	
全日本弓道選手権大会(近的)	個人	10,000円	
全日本弓道選手権大会(遠的)	個人	10,000円	